

議案第4号

西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例及び西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用
自動車の使用の公営に関する条例及び西脇市議会議員及
び西脇市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の
公営に関する条例の一部を改正する条例

(西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用自動車の
使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用自動
車の使用の公営に関する条例(平成17年西脇市条例第7号)の一部
を次のように改正する。

第4条第2号中「15,300円」を「15,800円」に、「7,350円」を
「7,560円」に改める。

(西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ポスター
の作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 西脇市議会議員及び西脇市長の選挙における選挙運動用ポス
ターの作成の公営に関する条例(平成17年西脇市条例第8号)の一
部を次のように改正する。

第4条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を
「310,500円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。